

【フランス】 選挙運動費用及び政治活動の資金的・金銭的透明性 に関する法律

海外立法情報課・服部 有希

* 選挙運動費用収支報告書に関する規定の不備の是正等を目的として、選挙法典の簡素化を実施すると共に、政府構成員等の資産届出義務に関する罰則を強化する法律が制定された。

制定に至る過程

2008年の憲法改正は、それまで元老院（上院）にのみ認められてきた在外フランス人代表の議席を、国民議会（下院）にも認めた（憲法第24条第5項）。これを受け、2009年以降、国民議会及び元老院議員選挙に関する2011年4月14日の組織法律第2011-410号及びフランス国外に居住するフランス人による国民議会議員選挙に関する2009年7月29日のオルドナンス第2009-936号を承認する2011年4月14日の法律第2011-411号が制定された。これらは、主に国民議会議員選挙に関するものであったが、この審議過程で、選挙全般に関する規定の不備を是正する必要性が指摘された。そこで、選挙法典の諸規定の簡素化及び政治活動の資金的・金銭的透明性に関する2011年4月14日の法律第2011-412号(注)が制定された。この法律は、主に選挙運動費用に関する規定と政治活動の資金的・金銭的透明性に関する規定の2つの部分からなる。

選挙運動費用に関する規定の改正

選挙運動費用に関する主要規定は、選挙運動費用収支報告書（以下「報告書」）に関連し、報告書提出義務の緩和と被選挙権の欠格事由の厳格化の2点を内容とする。

選挙の立候補者（又は候補者名簿の筆頭に記載された者）は、選挙運動費用の検査を実施する「選挙運動収支報告及び政治資金全国委員会（Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques : CNCCFP）」に報告書を提出する義務がある。なお、提出義務が課せられる選挙は、人口9,000人以上の市町村の市町村議会議員選挙、人口9,000人以上の選挙区で実施される県議会議員選挙、国民議会議員選挙、州議会議員選挙、コルシカ議会議員選挙、欧州議会議員選挙及び大統領選挙である。また、報告書を所定の条件に従い提出した者には、国庫から選挙費用の一部が償還されるが、得票数が有効投票数の5%未満（欧州議会議員選挙は3%未満）の者には償還されない（元老院議員選挙は、他の選挙に比べ選挙運動費用が少額であるため、費用の上限、報告書の作成義務及び国庫からの選挙費用の償還が存在しない）。

今回の法律の主要規定の内容の1点目は、得票数が有効投票の1%未満の者に対する、報告書提出義務の免除である（第10条）。これにより、報告書を提出しても選挙費用の償還を受けられない低得票数の候補者の一部と報告書を受理するCNCCFPの負担が軽減される。なお、得票数1%未満でも、個人献金を受けた者及び大統領選挙の候補

者には、これまでどおり報告書提出義務が課せられる。また、候補者は、報告書作成等のために会計代理人を立てる義務があるが、今後は、立候補の際に、会計代理人を任命したことを証明する書類が必要となった（第 12 条）。これは、これまで、会計代理人の不在により報告書の受理が拒否されるケースが多かったためである。

主要規定の内容の 2 点目は、報告書の不備による被選挙権欠格の宣告要件の厳格化である。これまで、報告書を提出しなかった又は報告書の受理が拒否された場合、裁判官により当該候補者の被選挙権欠格が宣告された。しかし、受理の拒否の場合、拒否理由に関わらず被選挙権の欠格が宣告されており、この点が問題となっていた。そこで、被選挙権の欠格の宣告要件を、報告書を提出しなかった場合又は不正行為の意思の存在若しくは重大な規則違反により報告書の受理が正当に拒否された場合として、より厳格化した（第 16 条）。欠格期間は、これまでの 1 年から最長 3 年に改正された。

このほかに、これまでは選挙違反を犯しても、その他の選挙に立候補することができ、この点が問題となっていたが、今後、選挙違反として、投票の真正性に対する侵害を目的とする又はもたらす欺罔行為を行った候補者に対して、最大 3 年間の被選挙権欠格を宣告することができることとなった（第 17 条）。

政治活動の資金的・金銭的透明性に関する規定

今回の法律の後半部分は、政治活動の資金的・金銭的透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号を改正する規定である。この 1988 年の法律により、大臣等の政府の構成員、地方議会の議長、公共機関の長等には、資産届出義務が課せられている。資産の届出は、政治活動の資金的・金銭的透明性に関する委員会（Commission pour la transparence financière de la vie politique : CTFVP）に対して行う。届出は、その職に就任してから 1 か月以内と、その職を辞してから 1 か月以内の 2 回行う必要がある（なお、国民議会及び元老院議員についても、同様の義務が課せられている）。

今回の改正により、不完全又は虚偽の届出をした場合、30,000 ユーロの罰金及び場合により公民権停止又は公務停止が科せられる（第 24 条）。なお、国民議会及び元老院議員についても、上述の組織法律により選挙法典が改正され、同様の罰則が科せられることとなった（選挙法典 L.O.第 135-1 条）。

また、政府構成員等は、税務当局に提出すべき所得税及び連帯富裕税（impôt de solidarité sur la fortune : ISF 一定額以上の資産に課す税）に関する資産の届出を、CTFVP に対しても送付する義務が課せられた（第 22 条）。所定の期間内に送付しない場合、CTFVP は、税務当局から届出のコピーを入手することができる。

この他の規定として、公共機関数の増加により CTFVP の負担が増大したため、届出義務を課す者を減らすため、次長クラス等の義務が免除された（第 21 条）。

注

- ・ Loi n° 2011-412 du 14 avril 2011 portant simplification de dispositions du code électoral et relative à la transparence financière de la vie politique